

平成 24 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 3 回）議事録

1 日 時 平成 24 年 9 月 4 日（火） 18：30～21：00

2 場 所 仙台市南部発達相談支援センター 大会議室

3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，大坂委員，石川委員，市川委員，岩館委員，
桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，
中村(晴)委員，中村(祥)委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員，渡辺委員
※欠席委員：鈴木委員

[事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石川障害者支援課長，林精神保健
福祉総合センター所長，金子障害者更生相談所長，佐藤北部発達相談支援セ
ンター所長，佐久間南部発達支援センター所長，小林子育て支援課長，小原青
葉区障害高齢課長，大嶋若林区障害高齢課長，武山太白区障害高齢課長，
山崎泉区障害高齢課長，山田子育て支援課地域支援係長，岩淵主幹兼企画
係長，斎藤社会参加推進係長，福井障害福祉サービス係長，山縣主幹兼生活
支援係長，大関施設支援係長，市川主査，大内

[傍聴者] 15 名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より目黒委員の指名があり，承諾を得た。

(1) 報告事項

① (仮称)障害者総合支援センターについて

会 長 次第にのっとなって進行させていただきます。

まず，報告事項①(仮称)障害者総合支援センターについて，事務局より説明を
お願いいたします。

事 務 局 (資料 1 に基づいて説明。)

(熊谷課長)

会 長 ただいま事務局より(仮称)障害者総合支援センターについて，名称，新センタ
ーの特長，位置付け，事業の体系などについて説明いただきました。さて，皆さん
から，ただいまの報告を受けて，関連する情報提供，ご意見などありましたらいた
だきたいと思います。いかがでしょうか。

お願いします，佐々木委員。

佐々木委員 新センターの特長として，このたび高次脳機能障害と明記していただき，取り組
み中に，家族に対する取り組みを強化するという表現を入れていただいている，と
てもうれしく頼もしく思います。5年間，高次脳機能障害のピアカウンセラーをし

ておりまして、震災時に、本人が、あれだけ大きな震災を認識できなかったために、震災以降、当事者、家族がより負担感を感じていて、とてもピアカウンセリングだけではサポートし切れないと感じております。ピアカウンセリングの必要性をなおさら感じますし、実際にピアカウンセラーとして活動をしているのが、高次脳機能障害の家族は宮城県内に私 1 人ですので、対応し切れなくなっている現状があります。ぜひ新センターの中で、なかなか専門職だけではサポートし切れない高次脳機能障害者の家族の悩みの深さを、ぜひもっと具体的に、家族に対する取り組みの強化について、どんなふうにやっていくのかご検討いただければと思います。

会 長 佐々木委員からは、新センターに対する期待と、ピアカウンセラー、ピアサポートとして、家族の方、ご本人の方のサポート体制もこの中に位置付けられることへの期待が寄せられました。ありがとうございます。
はい、赤間委員、お願いします。

赤 間 委 員 質問です。スタッフはどのようになるのか、今お話しできる範囲の中で、専門職が増えるとかいうものがあったら教えてください。

事 務 局 新センターに向けて、スタッフを充実させるため既に年次計画で職員を増やして
(金子所長) おります。現在、理学療法士、作業療法士、保健師等々、専門職を含めて正職員 17 名と嘱託職員で現在 20 数名の体制を組んでおります。これまで地域リハビリテーション支援事業という形で試行的に事業を実施してきており、その担当として人員を増やしてございますので、新センターにおきましては継続して専門性を深めていくという状況でございます。

会 長 新センターを念頭に、職員体制も充実させてきていたということです。ありがとうございます。
市川委員、お願いいたします。

市 川 委 員 センターの特長の「(2)支援手法が確立されていない障害について、専門的な支援を行うこと」について、これは、今までは支援方法が確立されていなかったけれど、仙台市としてはある程度手法が確立されてきて、専門的な支援が行えるようになったということなのか、それがまだ過程なのか、ちょっと分かりづらいのですが、この辺の実情をお知らせいただければと思います。

事 務 局 障害者基本法が改正されて、障害の範囲が拡大されており、それに伴って、今後
(金子所長) 新たに障害として認知されるものもございましょうが、例えば障害者更生相談所として試行的に高次脳機能障害の方のモデル事業として相談支援を行いまして、一定のノウハウを蓄積している実績がございます。その成果を生かしまして、個別の相

談, 研究・分析を重ねて, 私どもが獲得した支援手法, そして佐々木委員からもご紹介がありましたような, それぞれに先駆的に活動しておられる民間団体のノウハウ, そういったものを地域の支援機関にも生かしていただいて, 各支援機関が支援できるように, これから研修なり人材育成, 普及啓発なりをしていくという, 一定の業務の流れを持っています。

会 長 市川委員, よろしいでしょうか。(市川委員「はい。’) ありがとうございます。
その他, 黒瀧委員, お願いします。

黒瀧委員 前回, 障害者相談員の資料をいただきましたが, 精神の相談件数について, 相談員が3名, 相談件数が90という数字が出ていますが, 余りにも少ない。相談員が仙台市全体でたった3名しかいないと, 余りの少なさにびっくりしています。どんどん精神疾患の方が増えている割にはこの件数です。相談員の育成といったことはどうなっているのか, お聞きしたいと思います。

会 長 その件については, 協議事項の②でもお話がありますが, その育成や研修に関わるといふことでの障害者総合支援センターということでしょうか。(黒瀧委員「はい, そうです」)
どうでしょうか。今, 現更生相談所が関わっていることでもありますので。

事務局 (金子所長) 障害者相談員制度というのは, 当事者の方やご家族の方などが, 支援を受けるだけでなく, 支援をする側にも回る, 社会において一定の役割を担うことができるということが, 一つの事業の特長でございます。今39名相談員がおりまして, 確かに身体障害24名, 知的障害12名で, 精神障害が3名ですが, 例えばピアカウンセリングができる方とか, あるいは相談に応じて障害者福祉サービスについて啓発をしていくようになっていただける方とか, そういった方々を身体, 知的に限らず精神障害の方にも役割を担っていただけるように, 研修とか, 事業の見直し, あるいは相談支援体制において一定の役割に資するような形でどのように業務を作っていくかとか, そういったものについては今後検討させていただきたいと思っております。(黒瀧委員「ありがとうございます。’)

会 長 精神障害の領域における相談員は, 実はまだまだ少ないというか, 全国的に取り組んでいる地域も少ないのですが, 黒瀧委員がご指摘のように, 取り組んでいても人数的にも少ない事情があります。大事なことは大事という認識で, その体制を作っていくことが必要だと思います。ありがとうございます。

その他, 委員の皆さんよろしいでしょうか。

では, 関連することが次の協議事項の中に出てきたときに, またご意見いただくとして, 進めさせていただいてよろしいでしょうか。

事務局 (熊谷課長) 来年年明けにも施策推進協議会を予定しておりますので、その際には新しい(仮称)障害者総合支援センターで会議を開催し、改めて概要等のご説明をさせていただきたいと考えております。

(3) 協議事項

① 指定障害福祉サービスの事業等に係る基準を定める条例の整備について

会長 では、協議事項①指定障害者福祉サービスの事業等に係る基準を定める条例の整備について、事務局より説明願います。

事務局 (熊谷課長) (資料の2に基づいて説明。

前回資料等を踏まえての説明である旨、パブリックコメントの実施方法については、障害の関係だけでなく、健康福祉局で所管している高齢者の施設、救護施設等の各種施設の指定基準について統一的な取り扱いとなる旨補足。)

会長 ただいま事務局から、指定障害者福祉サービスの事業等に係る基準を定める条例の整備について説明がありました。3番の下線部、「条例で定める内容は、基本的に現行の基準どおりとする。」その理由として、人員の配置、設備の整備及び運営がなされ、特に支障は認められないとの説明がありました。

ただいまの説明等に関しまして、委員の皆様からご意見や情報提供、質問などいただきたいと思います。制度変更によって、政令市で行っていくということです。

中村祥子委員、お願いいたします。

中村(祥)委員 全部の福祉サービスの対象になるところを読んだわけではないですし、ここは障害福祉サービスを検討する場なので、ここでこう言うべきことかどうか分かりませんが、これから支える人口もお金もなくなって、障害者施策、それから高齢者施策が、障害者も年齢によって高齢者施策の方に変わるとは思いますけれども、地域の中で一体になったサービスを作っていくという構想を、将来的に考えられるのかどうか。それから、「特に支障が認められない」とは、支障をどこに置くかという問題がありまして、それでパブリックコメントを実施してくださると思うので、各事業に携わっている者、それから家族等は、このパブリックコメントにて意見を提出すれば、国の法令の内容に加味されたものとして、仙台市が検討してくれる可能性があるのかという2点をお聞きしたいと思います。

事務局 (熊谷課長) 障害者施策と高齢者施策の融合という言葉が適当なのかどうかはありますが、前回の協議会でもその点議論があったかと思えます。現行の制度から申しますと、指定制度は各法律に沿って指定を受けるものでございます。介護保険施設であれば介護保険法で指定を受ける、障害の方は障害で指定を受けるという形です。他にも基準該当と言われる、別枠で対象になるものもございまして、今の法体系上、基本的

にはその法律の指定を受けるということは、仮に条例が仙台市に移ってきたとしても、その上の法の枠の中でそういう取り決めになっている状況では、両方の要件をクリアしていただく、例えば一つの事業所で両方の事業をやるのであれば、何らかの形で両方の要件を満たさなければならないことは、現状として避けようがないものがございます。今後、障害者施策と高齢者施策が、施設、あるいは在宅サービス等も含めてどういう形で進んでいくのか、私どももまだはっきりとは分からないので何とも言えないところではあります。やはり指定制度の中では、事業者さんでも工夫していただく努力も必要になってくるところがあるかと思っております。

2点目、支障の部分、パブリックコメントをする意味合いはそこがございます。基準自体については、特に基準に基づく支障は、現時点で我々としては、特にはないだろうと判断しているところがございます。ただ、実際、事業者さん、あるいはご利用されている方々において、こういう点は改めた方がいいのではないかという点はあるかと思えます。それが基準自体に直結しているかどうか、特に利用者の方々にとって、判断するのはなかなか難しいかとは思いますが、そういった声を受けながら、それが基準に直結している部分であれば、今後見直す部分も検討していかねばならないと考えております。条例化する部分は限られていて、基本的な考え方とか、基準として明確にしなければならない事項になってこようかとは思いますが、パブリックコメント等で十分にご意見を聞いた上で、今後の基準なり運営に生かしていきたいと考えております。

中村（祥）委員　　たしか県単位で特区申請をして、高齢と障害との融合した合理的な地域のサービス拠点を作るといふのを他県ではやっていて、宮城県でもその特区申請をして、2カ所ぐらいモデルケースを作っていると思います。仙台市は政令指定都市ですので、宮城県域ではなくて仙台市が手を挙げなければならなくて、今のところは特区申請をしていないと思いますが、今後その特区申請を考えていらっしゃるか、モデル事業としてそういうものをやっていくような雰囲気があるか、そんなことをお聞かせいただきたいと思えます。

会　　長　　共生型ケアということですか。（中村（祥）委員「そうです」）以前特区でしたね、富山で。あれは特区ではなくなってきたのか、私も確実ではないですが、工夫と努力によってなのかとも思いますけれども、その辺についてありますか。

事 務 局
（石川課長）　　従前、介護保険制度の小規模多機能事業所を立ち上げた場合、障害者自立支援法の生活介護等の基準該当事業所とみなす制度があります。もともと特区から始まり、それが全国で使えるようになった制度でございます。このように、国としてもその地域、地域に応じて特区で始めたことが全国的に展開することは十分あります。これは良い制度だといふものがあれば、当然そのような方向になると思えますが、ただそうしたものは、福祉資源が限られた離島や山間部などの地域に限られる場合も

ないわけではなく、仙台市だと、山間部や離島などと条件が異なりますので、そういった展開で進むことがあり得るのか、高齢のサービスを障害者が利用するとか、逆のパターンとかは、うまく馴染んでいくのか、まだわからない状況もあると思っています。十分情報もない中ですが、そういった特区によるサービス展開の例はあると思います。

会 長 よろしいでしょうか。なお、その辺のところに関しましては、次に情報を確認していただきながら、作れるようにはなっているはずだと思いました。
はい、諸橋委員、お願いします。

諸 橋 委 員 この条例は、法律どおり施設が運営されているか、設置されているか、人員配置がされているかを、そのまま表すものと思います。パブリックコメントもそうですが、実際の運営、運用がどんなふうに行われているのか、それが障害のある方の利益になっているのかというのはまた別問題で、何かそういう部分をフォローする役割を持った方がいいのではないかと思います。運営適正化委員会とか第三者委員とか設置されていますが、精神関係の方も、いろいろな苦情が出てきて、私も何件か関わったことがあります。その中にはいろいろな性格のものがありますが、うわさを聞いたり、あるいは見たりすると、必ずしも、特に多機能の事業所において、しっかりした人員体制と役割分担で、利用者の希望する支援がはたして果たされているのだろうかという、例えば就労関係だと、成果を挙げているところとそうでないところとか、あるいはB型にしても、工賃の差が出たり、いろいろな問題が現場にはあって、そういうものを公的にフォローする、あるいは一つの倫理的な基準といったものを確保していくようなことが、一方で考えられる必要があるのではないかと思います。この協議会がそういうことをフォローする役割なのかどうか分かりませんが、しっかりとしたものを作っていかないと、条例は条例で、実際の現場運用はまた別という現実になりはしないかという感じがいたします。

会 長 一つは、それぞれの事業がその目的どおり行っているかに関しては、この協議会でも調査などできるのかということも含めてですね。あとは、そういう機関が作ればいいと言いますが、諸橋委員は何かイメージがありますか。

諸 橋 委 員 法律は法律、あとは本当にその障害のある方を中心にした第三者のチェック機関のようなものがあって、初めていいサービスが成立してくるのではないのかと思うのです。

会 長 その辺の考え方ですね。私たちも施策のモニタリング、施設のモニタリングまで是可以のかどうかは分かりませんが、その辺も含めてお願いします。

事務局
(熊谷課長)

諸橋委員のおっしゃることは重々わかる気がします。基準は基準、条例はあくまで基準となります。基準がちゃんと適正に守られているかどうかは、従前からやっておる指導、監査はございますが、福祉サービスと言われるようになってから求められるのは、事業者自身の苦情解決も含めたサービス向上、努力と、もう一つ、お話にもありましたとおり第三者委員のようなもの、宮城県社会福祉協議会にあるような、苦情として捉えるのではなくサービス向上と捉える考え方で進めるとというのが基本的な考えになっていると思います。

ただ実際、全ての福祉サービスの分野でそれが担保される制度になっているかというと、やはり現実には、障害の分野だけでなく、なかなか難しい、必ずしも担保されているとは限らないというのが、諸橋委員のご意見ではないかと受け止めたところでございます。それを行政側としてどのように担保するかということになるかと思いますが、なかなか正直難しいところはございます。

今後、障害福祉サービスは、先ほどからの会長の話にもありましたが、難病等の方々が増えて、利用者が増えますので事業所の数も増えていくという中で、事業所のサービスの向上を求めつつ、私どもが定めた基準がきちんと守られているかどうかを見ていくのは、なかなか難しい面が出てくるかと思っております。そういった中でも、やはりサービス利用者の処遇向上とか、利用者の自立、まさに障害者基本法でいわれる自立と社会参加を促すようなサービスを維持していくことは、常に我々が意識していなければならない課題であると思っております。その中で、この障害者施策推進協議会が施設のモニタリングまでやっていくかとなると、正直言ってかなりの労力と手間がかかるものと思っております。そういった中で、どういう手法がいいのか、今後サービス事業者が増えていく、利用者が増えていく中で、良い方法を考えていかなければならない課題であろうと、今のところ考えております。

副会長

手法としては、一般的に言われている第三者評価、外部評価のシステムをぜひ入れていただきたい。この施策推進協議会がやるのではなく、外部評価をする、高齢者等については、例えばグループホームについては義務化されております。これが障害者関連においても、いわゆる苦情処理とか適正化という、何か起こってからするところではなくて、積極的に外部評価を導入して、外部評価というのは、良いか悪いか決めるのではなく、その運営について助言等々をしていくもので、何とかその施設を良い方向にしていくお手伝いをするものですから、そういったものを考えていく必要があると思っております。

ただ、全国的にも、導入に向けて一番のネックになっているのが費用の問題です。例えば東京などは費用を、高齢者含め直接負担していますので、そういったことで具体的にその質の向上を図るためには、行政はどういうふうに関わっていくかという、やはり外部評価するようなどころについては、直接お金を出さなくても、なにがしかのインセンティブを与える、京都府などはそういうことをしていますが、直接出す形のほか間接的にインセンティブを与える方法もありますので、今後検討していく

必要があると思っています。

会 長 施設の評価は施設の改善につながるということを、今後も議論していく必要があるのではないかと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

条例の整備について、ご意見いかがでしょうか。

はい、市川委員、お願いします。

市川委員 私は事業者の立場でもあるので、特に障害者自立支援法の内容については、日々体験しながら事業をさせていただいています。その中で、パブリックコメントを市政だよりに載せたとのことですが、例えば今この協議会に出された、条例で定める内容は基本的に現行の基準どおりとするのは、伏せておくことでしょうか。

それから、例えば施設の立場としていろいろなことを言いたいときに、それはもう国の基準で決まっていることだから、お金も絡むからそれは対象外だとか、この辺はいいとか、何か目安があってパブリックコメントをさせていただくのであれば、我々出す側としてもこれは出してもいいとか判断できますが、結局そうでなくて、何でもかんでも出していいとなってしまうと、出したけれどこれは採択されませんでした、これは対象外ですとなったとしたら、せっかく意見を出したのに何も通らないことになってしまうと残念だなと思います。その辺、市の考え方をお示しいただいて、事業者には直接文書を出していただけないかというお願いでございます。

会 長 9月10日からということですが、この出し方、大事なのではないのかというご指摘です。事務局、何かありますでしょうか。

事務局 (熊谷課長) 今、掲載するホームページの原案を作っている段階ですが、基本的には先ほど申し上げました、局で統一した様式で作ろうと考えております。その中で、今お話のありましたとおり、分かりやすく、まず一つは市としての考え方、基本的な考え方としては現行のものでやりますということであったり、今回の条例について、前回示しましたが、参酌であったり標準であったり、従うべき基準であったり、そういった考え方はお示ししながら意見聴取しなければならないと考えておりました。

先ほど議論の初めに申し上げましたが、事業所の方々は事業に直結していることでございますので、お分かりになるかと思いますが、利用者の方々は何が基準か、なかなか分からないだろうと思っておりますので、そういった点では、確かに意見として採択はされないかもしれませんが、どう感じておられるのかということは、基準を定める条例だけではなく、別な意味での意見聴取になる面はあると考えております。あまり関係ない議論は、意見をいただいても正直言って困るのですが、ある程度幅広く受けてもよいと考えています。

事業者の方々につきましては、正直申し上げて、条例はすべて出すと資料が膨大になるものですから、基本的にはホームページ上で資料を見ていただくと考えてお

ります。事業者の方々にはご意見いただきたいと思っておりますので、どのようにすれば事業者の方々に見てもらえるか、工夫してみたいと思っております。

会 長 この9月10日から10月9日の間にパブリックコメントを求めているということが、事業者の方々をはじめ多くの方々に知ってもらうということは大事ですね。より多くの建設的なご意見いただけるように努力願います。

市川委員、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。中村委員。

中村(晴) 委員 市政だよりを見ましたが、このパブリックコメントの部分、見逃したのかもしれませんが。9月号の市政だよりに載っているわけですから、9月の1日にはもう我が家にも町内会を通して来ておりまして、ざっと見たのですが、このパブリックコメントの部分はまだ私自身が全体を見ていないこともあって、知りませんでした。

そこで、意見の提出方法は幾つかあるようですが、これは記名、無記名、どちらでのパブリックコメントか、そして、意見を出される方はいろいろなきつと分野の方で、ちょっとポイントのずれたパブリックコメントもあるかもしれませんが、それにしてもパブリックコメントを出されるということは、その方はそのことに関して非常に関心を持っているということですので、それに対してどのように返答をする予定でいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

事務局 (熊谷課長) まず、市政だよりについて申し上げます。市政だよりは、紙面の都合もありまして、大きく紙面をとっていないという事情があります。「社会福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてご意見をお寄せください」という形で、障害者施設も含めてこういう施設のパブリックコメントをしています、詳しくはホームページを見てくださいという、非常に簡単なものになっていますので、見落とされるということについては大変申し訳ないのですが、そういった形になっております。

事務局 (岩淵主幹) 様式につきましては、現在作成をしているところですが、原則、お名前を書いてご提出いただきます。今回ここに書いてあるとおりいろいろな基準がたくさんございますので、この基準に関して、どことどの分でこのようなご意見を述べたいという形を出していただくことを考えてございます。ただ、公表をする際には、その方個人に対してお答えするのではなく、こういう意見をいただいております、市ではこのように考えていますというような、まとめた形での公表とさせていただきます。

中村(晴) 委員 公表というのは、具体的にどういう公表の仕方ですか。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第3回)

事務局
(岩淵主幹)

ホームページに、こういう質問があってこのような形で考えていますというような、去年計画を策定させていただいたときにもパブリックコメントさせていただいて、去年委員だった方はきっとご記憶にあると思いますが、個人名は出さずに、この件に関してこういう意見がありました、それに対して市としてはこのように考えていますというような形での公表になってくると思います。

例えば、この協議会でも、こういうパブリックコメントがあったとご報告させていただきますし、ホームページでも、このパブリックコメントに対してこういうご意見をいただいて、このように考えていますというような形でお知らせをしております。

中村(晴)
委員
事務局
(岩淵主幹)

私も、もう1回市政だよりを見てみます。

市政だよりは、このような基準を作って、今度パブリックコメントを何日から開始します、ということしかご案内をしていないので、紙面も小さく、見逃すことがあり、申し訳ないと思っております。市政だよりでは、パブリックコメントを開始しますということだけご案内申し上げておまして、具体的な意見の手法ですとかは、ホームページや閲覧場所でご覧くださいというご案内をさせていただいております。

会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

目黒委員、お願いします。

目黒委員

何回読んでもよく分からないのですが、やはり特に支障は認められないというところに、何か引っかかってしまって、誰の支障なのかなと思います。自閉症協会で南材ホームというところがありますが、その利用者さんは重度の方が多くて、震災のときにみんな家に帰って、困ったと誰も言わなかったそうです。それは、本当は困っていたけれど、助けてもらえらと思わないから、基準どおりの整備と運営がなされているのは、それ以上求めない部分もあるから、だからそれ以上訴えない、本当は困っているのに言わないと、それがそのまま何も支障がないということになるのかと思います。重度の自閉症の人がサービスを使おうと思っても断られると、例えばまちに出るのにヘルパーさんをお願いしても、大きな声を出したり走っていったりする人はまず断られると、それが実際のところなんです。だからそれ以上求めないので、家族も家族で、震災のときは困っていて、家もガタガタだし、避難所に行きたいと思っても、それは無理だとそのまま黙ってしまった例をいっぱい聞いているので、そういうことをパブリックコメントで出すということかと思いますが、それは出るのでしょうか。支障は認められないのは、法律に当てはまったのを、ここまで出してくださいというのに合わせて出すから、支障は出てこないわけで、重度の人はどうなるのと、自主性と自立性を高めるためと言っても、そこはずっと置き

去りになるのではないのかと思います。

会 長 ありがとうございます。

パブリックコメントに具体的に出る内容は、第2回のときに出た情報も入れてですよね。それらを含めて、事務局、お願いします。

事務局
(熊谷課長)

私どもにおいて特に支障が認められないという意味といたしましては、先ほどお話ししました基準自体、この基準内容については問題ないだろうという考え方でございます。実際問題として、先ほど諸橋委員のお話があったように、基準がちゃんと運営されているかどうかの検証が問題になってくるのかと思っております。例えば人を何人置きなさいという基準としては、サービスを回す上で最低のライン、あるいは指定するラインとしての基準としては適当な、妥当なラインではないかと考えているところでございます。今お話のあったように、それが担保されるか、あるいはちゃんと検証されていないとなれば、基準を守っていないという見方もできますが、やはり基準が守られていないから、それは即だめだというのか、それを守らせるような仕組みとして担保していくのかというのが、先ほどの議論だったとおるところでございます。その辺の方向としては、先ほど市川委員からのお話と重なるところもありますが、実際利用している方々はどこが基準なのか、なかなかわかりづらいところもあるかと思っておりますので、そういった意見も受け止めるというのは、ある程度認めていきたいと考えております。

会 長

それにしても、パブリックコメントを求めるときに、その全体像がわかりやすい資料を、どこまで提供できるかということになりますね。

はい、市川委員、お願いします。

市川委員

ちょっとこだわるのですが、この条例化に当たっての考え方は、この協議会でこれを今日認めるという意味ですか。例えば、特に支障は認められないので現行の基準どおりとしますというのは市の既成方針であって、この協議会と関係ないところで決まっているのであって、我々はそうですかと聞けばいいのか、それとも、我々が、いやそうではないと言ったときには、これはもう少しパブリックコメントをちゃんととってから、もっとこの方針を決めましょうということにしたいだけなのか、基本的なところで確認したいと思えます。

事務局
(熊谷課長)

この条例化にあたっての考え方については、私ども仙台市の方針としての考え方を示した上でパブリックコメントをいただく形になります。最終的な市の方針は、本日いただいたご意見、あるいはパブリックコメントに基づきまして、先ほどお話ししましたが、パブリックコメントの結果につきましても、この施策推進協議会の委員の皆様にもまたお送りしたいと考えておりますので、それを受けてまたご議論い

ただいたものを最終的に市の方針として決めるという流れをとりたいと考えてございます。

市川委員　　そうであれば、今のところは、条例化に当たっての市の考え方は、書かないでいた方がいいのではないのでしょうか。

　　というのは、前回欠席したので大変失礼ですが、1回目の議論では、仙台市らしい施策を考えていくということが大きな目的の中であって、私は、それが何か出るのかと期待感を持ちながら来ました。それが基準どおりで行くというのは、何か先が見えていないというか、私としてはちょっともう少し何かあってもいいのかなという感じを受けたのと、それから、やはりこの考え方を前提としないということで、もう少し考えていただけないかなと思います。

事務局
(熊谷課長)　　考え方については、パブリックコメントの実施という流れの中で、条例化にあたって、市の今の考え方を示す前に意見を求めるというのは難しいことです。市としては現行の基準を基本に、原則基準どおりにします、これについてご意見をくださいという、市の考え方を、今の現段階の意見を表しているということです。

中村(祥)委員　　具体的に伺いますと、例えばこの人員配置のところが、国の基準はこうであるというのが、特に支障が認められないと仙台市が考えて、その基準どおりに現行どおりに出しているということだと思えます。それに対して、現場ではとても足りないから、これを2倍にしてほしいという要望がパブリックコメントで出ます。その場合にはご検討いただく予算があるのか、その気持ちがあるのか、そういう気持ちがなく、ただ市民に期待感を持たせるだけのコメントをもらうのは、とても労力の無駄だと思います。だから、先ほどから言っているのは、どの程度までその聞く耳を持つのかははっきりさせてもらうと、本音で議論した方が早道じゃないかということです。

事務局
(鈴木部長)　　まず、障害福祉サービスの基準につきましての今現在の仙台市としての考え方、これは3番にお示しをしたとおりでございます。パブリックコメントの考え方として、仙台市がどう考えているかをお出ししないまま、要するに基準についてご理解をいただくということではございませんので、仙台市としての考え方についてのご意見をいただくことが基本になります。

　　2回目でお示ししましたとおり、参酌すべき基準、それから、そもそも国の考え方として従うべき基準もございますので、基本的には仙台市としては手を付けられない部分もございます。従うべき基準、標準、それから参酌すべき基準というものがございまして、それは前回ご説明をしたとおりでございます。そういったものをお示ししながら、基本的には、それに沿って仙台市としても、いただいたご意見について判断をさせていただくことが前提でございます。例えば、人員配置基準とか

設備の基準については、ほとんどは従うべき基準になってございますので、仙台市の判断で、例えばこの施設については 10 人を基本とするものを、それが 5 人でいいですとか、20 人必要ですというその基準を、基本的には仙台市の判断で動かすことができないものです。ですから、そういう情報をお示ししながら、ご意見を頂戴することはもちろん必要だと考えております。

先ほど目黒委員がおっしゃったご意見は、例えば、施設としてはきちんとしたサービスを提供するとか、基準に沿って人員を配置する、その施設も整備されている、必要な面積もあるといっても、利用したいと言ったときにだめと言われれば、それはどういう意味があるのか、ということだと思います。それについては、やはり本来必要な方が、例えばその施設を利用したいと言ったときに、何ら理由がなくそれを拒否するということであれば、基準に書くかどうかは別として、それはその障害福祉サービス事業所としての取り組みの方向性としては違いうだろうと思います。そういう部分については、先ほど障害企画課長も申しましたとおり、例えばその監査の中の処遇の話であったり、それから諸橋委員からお話があった、例えばその近隣の情報であったり、そういうものをもとに指導をしていくところになると考えています。そこを基準に書き込んで対応できるというものではないと思っております。

会 長 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

ですから、パブリックコメントでは、第 2 回で提供された資料をわかりやすく見てもらって、ご意見をいただくということですね。

はい、お願いします、久保野委員。

久保野委員 前回出された資料を整理してパブリックコメントの基礎資料にするという点に関して、1 点確認させていただきます。前回資料 2③で、具体的なサービスごとの基準を示していただいている、このようなものを出されるのだろうと伺っていますが、他方で、今ご説明いただきましたとおり、法律でもう最低基準として決まっているので、ここは動かせないというものと、標準というものと、参酌すべき基準というものがある、仙台市として目安として示せる部分と、そうでない部分があると。その区別は、この資料 2③サービスごとの基準に、例えばこの資料 2③にある、人員基準と設備基準は恐らく最低基準に当たるだろうと思いますが、どれが最低基準で、どれが標準で、どれが参酌すべき基準かという区別は、併せて載せられると理解してよろしいですか、それがないと意見を寄せにくいかと思います。

事務局 (熊谷課長) 前回出した資料 2③には、基準の概要として書いておりますが、こちらはいわゆる人員基準と設備基準を載せていて、参酌すべき基準についてはほとんど書いていない状況です。基本的に概要としてこれを全部出すと、かなり膨大な資料になりますので、簡潔な考え方を示しながら、分かりやすい、あるいは見やすいものを出したいと、今のところ考えております。資料 2③をそのまま出すというイメージではなく、また別なものを用意したいと考えています。

久保野委員 量の問題があるというのはよく分かりますが、やはり何度も出ていますけれども、どの部分にコメントをもらうのが、逆に今のご説明で分かりにくくなったように思います。法で定められた最低基準のところは、恐らく市の考え方以外の部分になると思いますので、そのあたりの明確化を、ご回答というよりはお願いとなりますが、国で定められているから、今の部分を崩せないものと、直ちに対応できるかはともかくとしても、課題として受け止められ得るものという、その基準との関係でわかりやすくお示しいただくように工夫していただければと思います。

会 長 コメントの求め方ですね。その辺よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。また、その意見を、ここでも話題にしますし、もちろん委員の皆様からのご意見を大事に検討していくということです。

はい、目黒委員、お願いします。

目黒委員 先ほどの、南材ホームが断るわけではないので、それだけ言っておきます。

パブリックコメント、市の考え方についてのパブリックコメントを求めるといふのであれば、なぜ最初にそれを書かないのかと思います。何か頭が痛くなるだけで、もっと簡単に書いてもらいたいです。動かさない部分は後で見てもいい。意見が欲しいところをもっと易しく書いてもらわないと、何を言っているか分からないです。

要援護者名簿の募集のチラシも難しく、例えば高齢者の人が見て、私も助けてと言って登録してくださいと行くだらうか、誰に向けた用紙なのか、分からなかったです。あの立派なきれいな用紙はいっぱい作っただらうから、しょうがないでしょうけれど、地域の中でいろいろな障害のある方が分かりやすいように、見てわかるようなものを出してもらわないと、ルビも振っていないし、パブリックコメントを求めると言ったって、そんな頭が良い人ばかりではないから、もっと何についてコメントが欲しいかだけでも分かるようにしてもらいたいと思います。こうやって集まっても無駄なんじゃないかと思って、ちょっと寂しくなってきました。

会 長 どういう趣旨で、どういう意見が求められているかがわかるようなパブリックコメントの求め方をしていただきたいということです。目黒委員、久保野委員のお話。ありがとうございます。

あとは個々の議論の中で、基準があつていろいろ関わりを持っていただいているけれども、事業所でも、それをきちんと把握できるような仕組みが必要だという諸橋委員のご意見もありましたし、それぞれの施設でのサービスの内容に関して、第三者評価を当たり前を受けられるような仕組みを作っていくべきではないか、第三者評価というのは、何がいけないではなく、そこからサービスの改善につながるという大坂副会長のご意見もありました。そちら、また別個に議論する必要があると思います。

さて、パブリックコメントの求め方については、繰り返しますが、何が求められているかが分かりやすいように問う方法、それから市川委員からもありましたように、パブリックコメントが今行われているという情報を、きちんと事業所さん等には分かりやすくしてほしいというご意見など、大事に取り組んでいただきたいと思います。

その他よろしいでしょうか。次の議事も具体的な取り組みについての議論なので、もう一度関連で①に戻ることもあるかもしれませんが、協議事項②に進ませてください。

② 今後の障害者保健福祉施策について

会 長 次第にのっとりまして、協議事項②今後の障害者保健福祉施策について、事務局より説明願います。関連で前に戻ってもよいということをお願いします。

事 務 局 (資料3, 4に基づき説明。

(熊谷課長) 資料3について、具体的にどのように整理していくか、議論を進めるための整理表と受け止めていただきたい旨補足。

資料4について、事業転換が必要であると考えているC、かつ、速やかに検討に着手すべきと判断されるAの組み合わせとなる3つの事業について、重点的にそのあり方を協議いただきたいと考えている旨補足。)

会 長 ただいま、今後の障害者保健福祉施策について、まず資料3に基づいて、重点プロジェクトの推進に当たっての今後の進め方について、これまでの検討を整理して提出いただきました。また、第2回にて28の事業の中身の説明がありました。今回その28事業について、現在事務局としての考え方として、方向性と緊急性について示されたところです。委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

白江委員、お願いします。

白 江 委 員 難病関係が2つ、3つのうち2つを占めています。まずこの開始時期といいますか、見直しして廃止するとした場合の時期ですが、これはいつ、平成25年度からもう廃止というお考えの整理でしょうか。

事 務 局 私どもとしては、あり方の見直し、廃止も含めたあり方の見直しを想定しているところではございます。この辺につきましては、ここでご議論いただきたいと考えてございますが、私どもとしては、難病関係で申せば、来年の総合支援法が一つのタイミングになるのではないかと考えており、その中で、進め方としては、25年に即ゼロベースになるのか、あるいは一定の経過期間を設けるのかについては、今後検討、議論すべき事項であろうかと考えております。

白江委員 行政の立場、財政状況の厳しい中で、重点化を図るという方向性については分かります。ただ、25年度からすぐに、難病、いわゆる130疾患なのかそれ以上なのか分かりませんが、障害者福祉サービスの対象になってサービスを使えるかという点、私はかなり疑問を持っていて、すぐにはなかなか難しいだろうというのが一つ。それから支援区分がどうなるのかについても併せて考えていかなければいけません。これらを考えますと、一応対象にはなるということですが、そういったところをきちんと見極めないで整理していくことについては、非常に疑問であり、どちらかというと反対です。

また、見舞金という名称は私は余り好きではないのですが、障害福祉サービスの対象になったからといって、年金の対象として増えるのか、収入面がそれで補償されるのかという点、そうでもないわけです。

その両面から、またサービスを利用すれば、減免措置は多々あるとは言え、当然、利用料という形での負担も増えていくことを併せて考えると、その辺は総合的に慎重に見極めながら考えていくものではないのかということが一つあります。

また、小児慢性特定疾患は、難病とは性格が非常に違っていて、子供の医療費制度が拡充されたということですが、拡充されても若干のタイムラグが出ています。障害の対象の方が、今までになっていた方がすべて対象になるのかという点、そうではないわけですから、その辺もお考えいただきたいということ。小児慢性疾患の場合は、やはり社会が子供たちを守っていく、育てていくという思想が、民主党の公約の中にもありましたが、ここに非常に込められている制度です。市単独でやっていただいたことは、ある意味では感謝していますが、ここでなくなってしまったり、あるいは縮減されてしまうことで、小児慢性疾患の場合は、非常に難病患者、大人以上に厳しい状況にあります。キャリアオーバー*問題は全く先が見えてこないといった状況の中、仙台市もそういう方向で動くのかと、非常にある意味では制度から見放されてしまうと、そういう精神的な、気持ちの部分でも、かなり大きな意味合いがあると私は思っています。

先ほどの重点プロジェクトの資料の2ページ目で、小児慢性特定疾患への対応と書かれており、これとの見合いの中で判断をしていかなければいけないとは思っていますので、一概にこれだけでだめだとは申し上げませんが、通院介護料は残ったので、その部分では安心しましたが、そういった総合的な施策で判断をしていきたい、そういう必要性があると思っております。

会長 国の制度が変わるから、といってもその国の制度の具体がわからない今、この議論は結構難しいということが、白江委員のお話から伝わりました。

事務局から何かありますでしょうか。

事務局 私どもといたしましても、今回この3点を重点的に協議していただきたいという

* 小児慢性疾患患者が成人になっても小児科に通院し続けること。

(熊谷課長) ことで、今回お出しさせていただきました。資料3が重点プロジェクトの推進にあたっての今後の進め方ということで、まさに白江委員から今ご提案のあったとおり、今後の障害者施策を総合的にどう進めていくか、今回この対象となられた方も含めて、総合的に支援する仕組み、体制を今後充実していきたいと考えてございます。ですので、私どもといたしましても、ご意見がありました小児慢性特定疾患患者への対応、あるいは難病患者に対する対応等につきましても、やはり十分この施策の中で盛り込んでいきたいと考えてございます。

次回以降、この流れに資するような資料を提供しながら、議論を深めていければと考えております。

会 長 はい。白江委員、よろしいでしょうか。きちんと議論していくということですので、ありがとうございます。

その他、委員の皆さん。中村祥子委員、その次、坂井委員の順にいきます。

中村祥子委員、お願いします。

中村(祥) 見舞金が、サービスの代金になっているのか、生活費になっているのかということに関しまして、見えないところがあるのが不安な材料だと、先ほどもおっしゃいましたが、そのとおりだと思います。先日、難病患者の方の支援について、障害者へのホームヘルプをやっている事業者を交えた勉強会に参加させていただきましたところ、難病であっても仕事をしたいけれども、仕事が今まだないので、生活費の苦労があるということでした。ここで2点不安なことがあります。サービスが使えるれば、その生活費の補償はあつて見舞金が要らなくなるのかは、生活の中での資金になっている可能性があるという不安と、それから障害福祉サービス事業所が、必ずしもすぐに難病患者の支援をでき得る体制ではないということ調査していただかないと、制度が変わっても受け皿がないということになるかと思えます。ですから、こういう方向で徐々に見直していくというのが、期間を設定されて全体的な配慮をしていただいて、方向として検討していくのであればいいのですが、Cのアとなると一番厳しい状況だと思いますので、その辺をご配慮いただければと思います。ホームヘルプサービス事業所が難病の患者さんの受け皿になり得るのは、何年かかるかと思えます。

事 務 局 ホームヘルプに関して申し上げますと、ヘルパー養成のプラスアルファとして難病患者の方に対するヘルパー研修をしております。これは昨日、今日の話ではなく実施しており、事業者の方から、難病の方に対する支援の方法も学びたいという方を募集しまして、多くの方に受講していただいて、理解を深めていただいている状況でございます。まだまだ対応できる方々は少ないと言われるかもしれませんが、我々としては在宅生活でヘルプが必要な難病の方に対して、適切なヘルプサービスが提供できるような事業所を増やしていく事業は間違いなくやっており、着実に進

んでおります。

会 長 ありがとうございます。では、坂井委員、お願いします。

坂井委員 重点項目の精神疾患・精神障害に関する理解の普及啓発について、確認も含めてお伺いします。今これに該当しているのは、仙台市から福祉大に委託しているメンタルヘルスプロモーション事業のことだと思いますが、先月、話を聞く限りは、その委託事業自体の場所を変えるかどうかとか、そういう話が持ち上がっているといった話を伺っています。今の状況について教えていただければと思います。

事務局
(石川課長) 確かに現在、福祉大に委託をしまして、メンタルヘルスプロモーション事業、精神障害のある方に対する理解促進という事業を行っております。仙台市としましては、この事業は非常に大事な事業と認識しておりまして、平成 25 年度以降も引き続き実施する方向で考えております。ただ、その手法等については、相手方のあることですので、委員からお話いただいた部分を含めて、今年度中に来年度以降の事業のあり方を決めていかなければならないという状況ですが、まだ具体的にここでお示しできるような状況にはないところです。

会 長 坂井委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。では目黒委員、それから中村晴美委員とお願いします。

目黒委員 この事業について、事務局の考え方は書いてありますが、困ったところ、すごく良いところ、それから事務局の考えというのがあるとわかると思いますが、事務局の考え方だけでは、よくわからないと思います。この考え方の中の説明も、具体的にどういうことだろう、例えば障害者国際交流というのはパラリンピックに行くときにお金をくれることなのかと思いますが、この説明では全然わかりません。そうすると判断もしようもないというか、事務局の考えがこうだから了解してと言われているのかなと思ってしまいますが。

会 長 事務局の考え方はこうだけれども、さて委員の皆様はどうでしょうかという議論に、これからなっていくわけです。

目黒委員 良いところもわからないと、ここでそうですねと言ってしまえないのです。

会 長 今日は、それぞれについて、今事務局の考え方を聞いただけであって、それらについて実際、具体にはどうなのかというのは、これからの議論になるのではないのでしょうか。事務局。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第3回)

事務局
(熊谷課長) 先ほどの説明で簡単に触れましたが、前回の議論の中で事業の内容がもっと分かるものということで、こういった資料とは別に参考資料として、28 事業の簡単な内容を書いたものをご送付いたしまして、具体的に、ごくごく簡単に、こういう事業をしていますという資料をお出ししているので、そちらを参照していただければと考えておるところでございます。

会長 よろしいでしょうか。今の関連ですか。では、久保野委員お願いします。

久保野委員 今のご意見と関連しまして、この 28 事業の重点化について、今日どこまで何を議論するのか確認させていただきたいです。具体的に私が 3（重度障害者福祉手当支給）と 14（重度重複障害者等受入運営費補助）あたりについて詳しく伺いたいと思っているのですが、ただ、その優先的に議論したいのが 3、6（難病患者見舞金）、7（小児慢性特定疾患患者見舞金）だというお話もありまして、今日は基本的には今後の審議の順番を話すということなのか、あるいはこの分類について立ち入って、A がいいのか B がいいのか C がいいのかとか緊急性について全部議論すると大変なことになると思うんですが、ただ逆に今日 3 と 6 と 7 だけ議論した結果、後の部分はこの表が、後で何らかの意味を持つようなものとして議論されないまま残っていくとすると、それは議論しないといけないということになりそうですし、そのあたりの位置付けのようなものをまず教えていただければと思います。

会長 今のことと、それから先ほど中村晴美委員、手を挙げられましたので、まず意見をいただいてから、併せて事務局から答えていただきます。

中村（晴）委員 私は、この中で 15 と 22、この 2 つの施策についてお伺いしたいと思います。
まず、15 重度心身障害児（者）住宅改造について、目的としては、重度の障害児（者）が地域で生活していくための住環境の整備促進となっておりますが、これは個人の住宅だけを想定しているのか、地域で暮らしていくという言葉が入っていますので、ケアホームなどの住宅改造も今年度の予算 360 万円に含まれているのか。
それから、22 障害者災害対策推進の施策ですが、これも今年の予算が 24 万円です。昨年度は 15 万円、その前の年は 24 万円ということですが、昨年 3 月 11 日の震災を踏まえて、研修会等の今年度の回数は資料には入っていないんですが、もう 9 月になって、約半期過ぎて、昨年は 1 回だけ、その前も 2 回だけということで、震災を踏まえた今年度については、予算が特別増えてもいませんが、どのようにお考えなのか、2 点お伺いしたいと思います。

会長 久保野委員に対するお答え、それから中村晴美委員に対する事務局の考え方、お二人に対して、分けて説明願います。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第3回)

事務局
(熊谷課長)

久保野委員のお話について。私ども事務局といたしましては、施策の方向性、緊急性を踏まえまして、Cのアをまず重点的に、この協議会で早急に優先的に議論していただきたいというものでございます。

他の事業、端的にはこのBの付いている事業についても、協議してまいりたいと考えてございますが、まずは優先的にはCのアの事業についてご協議いただければと考えておるところでございます。1つ1つの評価については、突き詰めていくと、まさに相当な議論、時間がかかると思っておりますので、事務局の評価としては、端的に申せばサービス重視の方向に障害施策が流れてきていることを踏まえまして、これら3点について、今後早急に見直すべきであるという視点でまとめさせていただきますところでございます。

事務局
(岩淵主幹)

障害者災害対策推進について、お送りさせていただいた資料の中で、こちらの事業、昨年度1回というのは、やはり昨年度震災後で事業ができなかったところがあったの1回になってございます。こちらの事業につきましては、仙台市障害者福祉協会に委託をしておりますが、実際に手話通訳ですとか、いろいろなボランティアをやっていただいている方にも、災害対応の研修を受講していただきまして、また、市の避難訓練にも参加いただきながら、地域の中での障害者の支援の資源を作って、どんどん対応できる人材を増やしていく形で今進めてございます。ただ、現状といたしまして、ボランティアに当たっている方も高齢化が進んでいることと、実際に震災を経験したことによって、自分も被災者になり支援ができなかったということもあって、登録の数も減っている現状がございます。今後、事業の見直しを行っていきながら、ボランティアの確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

中村(晴)
委員

お言葉を返すようで恐縮ですが、昨年は震災等もあって、研修会が1回しか開かれなかったというご回答をいただきましたが、その前22年度、21年度も2回だけです。ですから、去年震災があって1回だった、その前はとても多かったということには決してなっていない。2回、2回、去年は1回ということですので、仙台市障害者福祉協会に委託をしているということであっても、市でご指導いただいて、もちろん障害のある方、高齢の方が一番不安に思っているのは、やはり3.11が忘れられない、あの時の不安、苦しみ、そういうものが忘れられないことですから、ここは市でもっともっと、委託をしているという言い方ではなくて、大変恐縮ですが、もっと指導的な、協力体制とか、ご指導をしていただきたいと私は思います。

会長

この事業については仙台市障害者福祉協会で行っているものですので、私今日は進行役ですが、説明させていただいてよろしいでしょうか。

その災害時専門ボランティアの仕組みというのは、平成17年から仙台市障害者保健福祉計画に位置付けられておまして、ボランティアの方々は、手話通訳、要

約筆記，点字奉仕，ガイドヘルパー，それから運転ボランティアの方などを，特に今の場合には身体障害になります，普段から障害のある方々への支援に関わっている方々の中から，毎年研修を受けて登録していただく形で事業が展開されています。その内容は，まずは研修を受けることと，仙台市の総合防災訓練に，障害のある方と一緒に参加する，また，どのようなニーズがあるかについて話し合いをするというようなことでありました。

さて，3月11日東日本大震災に伴いまして，その方々はどういう行動を行ったかですが，まずはそれぞれの障害特性に関わるボランティアの方々でございますから，例えば安否確認の中で，水くみに行けないとか，食料品を得られないというときには，その場所に，当時はガソリンがないので自転車で届けたといった活動も行いましたし，または日頃のつながりで，例えば手話通訳の方，それから視覚障害に関わる点訳の方は，常にその個別性もありますので，早速そのお宅に駆け付けて，いろいろなケースがありますが，不安を抱えている方をご自宅にお連れして，一時的に対応した例もあります。また，福祉避難所での人員不足，そもそもボランティアの方々，通院やいろいろな福祉関係のことで，当事者の方がお出かけになるとき一緒に伴うような方で，3月中には，言ってみれば病院も開いていないわけですので，その期間は福祉避難所に詰めまして，それぞれ日中ですが，見守りなどの活動をされました。ただし，今もお話ししましたように，身体障害の領域ということでしか今はないところです。これまでの活動内容について，説明させていただきました。あとは，事務局，補ってください。

事務局
(熊谷課長)

補うほどではありませんが，私どもとしても，これは従前から障害者災害対策とやってきている事業と，今，中村晴美委員からもお話がありましたが，やはり3.11を踏まえた対応というのが必要，金額の多い少ないということもございますが，昨年の災害時対応作業部会の議論等もございまして，自助，公助，共助の中での役割をどう果たしていくかというものがあるかと思えます。また，このごろになりました，障害のある方の関係団体，あるいはいろいろなところからこの3.11を乗り越えてきた経験等を踏まえた書籍がいろいろ発行されてきておりまして，そういった出版物も拝見させていただいている中で，やはり地域における障害者の災害対策がまず何より大事であろうと。それに当たっては，先ほど来の議論の中にもありましたが，やはり障害理解の推進が不可欠な部分，地域の理解が進まないとい何も進まない。その中では，先ほどの例では総合防災訓練への参加というお話が出ていましたが，障害がある方も，できるだけ地域レベルの防災訓練にも参加していただけるように，これはお金がかからない話ですので，そういった働きかけを，地道ではありますが，そういった取り組みを進めていくことが大事だと感じております。必ずしも予算の多い少ないだけでなく，そういった取り組みも今後進めていかなければならないと思っております。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第3回)

事務局
(石川課長) 15 重度心身障害児(者)住宅改造についてでございます。ご質問は個人宅なのかケアホーム等も含めてなのか、ですが、これは個人宅のみでございます。要件としましては、重度障害児(者)がいる世帯であり、かつ、所得税が非課税の世帯ということで、低所得の方だけを対象にしている制度です。ご自宅のいわゆるバリアフリー化を図る部分の住宅改造に対して、かかった費用の4分の3を助成する制度で、限度額が1件当たり60万円になってございます。ですから、工事費用80万円までですと、その4分の3の費用が受けられる制度になってございます。件数につきましては、事前にお送りした資料にあるとおりでございます。

なお、介護保険と、それから障害者施策の日常生活給付費に住宅改造の制度がございますので、まずそちらのご利用が優先されるという制度になってございます。

会長 よろしいでしょうか。

はい、岩館委員、お願いします。

岩館委員 資料3の重点プロジェクトの精神障害、2ページ目の一番最後のところに早期発見・支援とあって、その右側に関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供とあります。これは具体的にどうのことを考えていらっしゃるのか、それから、具体的な事業には、こういうことがないような気もしますが、その辺教えていただきたいと思います。

事務局
(石川課長) 精神保健福祉審議会でも、早期発見・早期支援が非常に大事だというご指摘があり、仙台市としても何らかの対応を、教育局等も含めて考えなければいけないという課題意識、問題意識はあるのですが、まだ正直言って進んでいないという状況です。今後も精神保健福祉審議会等、それから岩館委員をはじめ専門的な立場の方々からのご意見をいただいて、この辺は検討を進めていかなければならないと、非常に強く思っているという状況です。

岩館委員 資料で言う、関係機関とか支援団体とは、具体的にはどういうところを考えていますか。

事務局
(山縣主幹) この件につきましては、ご承知のとおり、宮城県で答申が出ておりますが、精神科救急の課題もあって、まだ仙台市と県とのすり合わせが終わっておりませんので、まず県と、県の名取のEプロジェクトの絡みも見据えながら、仙台市がこういった役割を担うのか、県ともう一度すり合わせをしてから、仙台市精神保健福祉審議会に、市で検討した報告をさせていただきながら、改めてご意見を伺いたいと考えております。

岩館委員 非常に大事なテーマだけれども、実は非常に、幅が広すぎて難しいところなので、

どういうふうに進むのかなと、個人的に思っていたものです。よろしいです。

会 長 今のことは、また次の回でも検討ということになると思います。
黒瀧委員、お願いいたします。

黒 瀧 委 員 資料1の裏面の図式に「重複障害者の支援」とあります。精神障害者の場合は知的障害とか難病とか、重複している方がたくさんいらっしゃいます。以前から、地域移行促進、理解促進ということで、いろいろな図がたくさん載っていて、理解、理解と言っていますけれど、私、委員3年目になりまして、理解の図柄は出ているのですが、どのようにして理解を求めていくか、仙台市はどういうふうに求めていかれるか。精神障害者の家族会をしていますと、皆さん隠します。家の近所でも10軒以内でも5人ぐらいいらっしゃいますが、その方がみんな隠されるのです。隠しても分かるのに対して、もう隠しても無理なのよ、気持ちが楽になるから話した方がいわよと、皆さんにお話しするのですが、その障害のある方に対して理解を求めたいと思うのかどうか。町内会長とか、地区の社会福祉協議会の方、民生委員の方とお話ししますと、私、仙台に帰ってきて23年になりますが、私の前ではすごく理解を示してくださるのに、一般的になると全く冷たくなるのです。町内会長や地区社協の方、民生委員の方に対しての理解促進の研修会のようなものを、仙台市から少しやっていただければいいと思います。私たち個人で家族会が一生懸命やっても、やはり町内会長とか副会長、一部の方は理解を示してくださいますが、理解を示さない方が圧倒的で、23年かかって、私たちが幾ら根底からやろうとしても難しい。毎回、知っている者同士で、今一生懸命やっている最中ですが、市の方から研修会というか、本当の勉強会を、特に精神の場合は、良かれと思ってやることは反対なのです。身体障害や高齢の方とかに対して理解を求めるとまた違って、精神の場合はとにかく難しいです。良かれと思ってやったことが、全部マイナスになりますから。そういう意味での研修会をお願いしたいと思います。

会 長 精神障害の方への理解に関する研修については、資料1の図にもありますが、重点プロジェクトの資料3の4のところもそうです。大事なことだと思います。それを、地域の方々への研修もぜひ加えてほしい、加えるべきであるという意見ですね。
(黒瀧委員「はい」)
いかがでしょうか、その辺について、お願いします。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。
(林所長) 一昨年度から、大変微々たるものではございますが、新任の民生委員・児童委員の方々に対して、精神障害者、特に統合失調症のことについてご理解いただけるような研修をさせていただいているところでございます。この頃問題のうつ、自殺なども含めて、やはり地域でご理解いただけて、支えていただけるといようなこと、

本当に大事なことだと思いますので、そうしたことをまたこれからも充実させていくように考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。はい、諸橋委員。

諸 橋 委 員 関連するかもしれませんが、最初に障害者相談員について、非常に精神の方が少ないというお話、区から一人しか出ていなかったのが、転居されたり辞めたりして、今3人です。ここは非常に個人的な相談が継続的に多くて、繰り返し相談をする人がいて、その相談員さんも辛い状態があったり、あるいは名前や住所、電話番号が公開されることへの抵抗感があって、なかなか取り組んでいただけの方が少なかったということですが、ニーズとしても、精神の場合は少し様相が、身体や知的の方とまた違うという感じがします。具体的に聞くと、継続的に求められていることは、見直すとすれば、家族の相談とか、地域の精神関係の相談といったことに、ちゃんと焦点を当てた相談支援が必要かなという、それはとりもなおさず家族会の責任なのかと私は思います。市ではなく、むしろ、その体制をどう作っていくかという相談をしないと、話が始まっていかないかと思っています。だから、他のところも、見直しということ言えば、時代も随分変わってきて、内容的に、点検のし直しや組み直しをした方がいいものがいっぱいあって、それぞれの分野について一番わかる方が、ちゃんとのご意見をお出しになることが議論の前提かと思っています。見舞金とか、手当がどうと言われても、リアリティーを持って分からないところがある。相談員の見直しとか、幾つか気になる点も、なぜその見直しが必要なのかを、単にお金だけではなく、今やっている事業のあり方を示す必要があるかと。具体的には、委員なり関わっている人たちが主体的に引き受ける、だからお金が欲しいという、裏付けをしっかりとやらないと、要らない、要るという話になってしまうと非常に議論が貧しくなるかと思っています。

会 長 ありがとうございます。

今日の議論は、まずは市の考え方が個々に示されたこと、それと重点プロジェクトとの関係から、早目に議論すべきものという、ある意味では順番が確認されてきているということ、今日で議論が終わりではないです。それぞれの制度についても、今の時代に合わせて、廃止とかではなく、あり方についてここでも議論いただくということで進んでいくと思います。そのようなことでよろしいですね、事務局。

それでは、時間も迫ってまいりました。南部アーチルの見学もありますので、今日はそれぞれ、特に今後の障害者保健福祉施策について、重点プロジェクトについて、これまで検討していたことのある一定の整理が出てきました。ただし、これについても不十分なことがあるという確認がありました。

それから、28の事業について、前回は事業の内容について説明があり、市の考え方もということで、今回出てきました。この議論は今日で終わりではありません。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第3回)

必要なものが必要だと示すこともとても大事なことです。資料3と資料4に関する議論は終了ではありませんが、今日はここで一応の区切りとさせていただいてよろしいでしょうか。次回にもつながると思います。

次回の予定については事務局から説明あると思います。ということで、私の進行役は、ここで終わらせていただいて、次回についても、事務局から併せて説明いただきたいと思います。お願いします。

事務局
(熊谷課長)

今後の議論の流れについて、次回の進め方も含めてご案内させていただきます。

次回の予定といたしましては、10月を予定しております。先ほど配布資料の確認でもありましたとおり、日程の調整をさせていただきたいということで日程確認表をお出ししております。

今回のご議論はいろいろと不十分な点もあろうかと思いますが、次回は、今後の障害者施策について、これを重点的に議論を深めていただきたいと考えてございます。この中で、今回私どもの考え方を示させていただいた3つの事業を中心に、資料をご提示させていただき、議論を深めて、総合的な障害者施策の推進の形にまとめてまいりたいと思いますので、整理し進めてまいりたいと考えております。

その中におきましては、今年度はじめに各障害者団体との意見交換をさせていただきましたが、必要に応じて、こういった考え方も含めまして改めて意見交換させていただくこともあろうかと思っておりますので、そういった点も含めてご議論いただければと思います。

中村(祥)
委員

1点お願いです。事業実施にあたっての予算の流れについて、直接、支援団体に行っているものと、中間の社会福祉協議会や障害者福祉協会などの団体を経由して実施されている事業があると分かりました。できれば次回、まず現在あげられている28の事業について、お金の流れが分かるものをお示しいただきたいと思います。先ほど諸橋委員が仕組み自体を変えなければとおっしゃっていましたが、私これらは全て仙台市直営の事業と誤解しておりまして、受託団体が必ずしも満足な事業を実施しているかどうか分からないので、お願いいたします。

(3) その他

委員から提供されたチラシ等(精神保健福祉促進研修会、障害者の雇用率引き上げについて、宮城県自閉症協会会報、高次脳機能障害ピアカウンセラー養成講座)について紹介がなされた。

(4) 閉会

署名人

目黒久美子

